

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
妊娠出産子育て支援交付金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
保育対策事業費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
児童福祉事業対策費等補助金			店舗用のもの	三九年
児童保護費負担金			病院用のもの	三九年
母子家庭等対策費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スペース市場用又はと畜場用のもの	三八年
障害児入所給付費等負担金				

○こども家庭庁告示第九号
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

令和五年四月一日
 こども家庭庁長官 渡辺由美子

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

こども政策推進事業費補助金	こども家庭庁行政推進調査事業費補助金	こども家庭科学研究費補助金	児童育成事業費補助金	就学前教育・保育施設整備交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	沖繩振興公共投資交付金	認定こども園施設整備交付金	私立学校施設整備費補助金	学校施設環境改善交付金	子どものための教育・保育給付費補助金	子どものための教育・保育給付費交付金	仕事・子育て両立支援事業費補助金
---------------	--------------------	---------------	------------	-----------------	------------------	-------------	---------------	--------------	-------------	--------------------	--------------------	------------------

れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スペース市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの				
公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	三八年	二四年	三二年	三八年	四一年	三八年	三八年	三八年	三八年	三八年

子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援事業費補助金	福島再生加速化交付金	被災者支援総合交付金
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>三四年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>三八年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>二五年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>三〇年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>三一年</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二四年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二二年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一九年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一九年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一七年</p>

木造又は合成樹脂造のもの	木骨モルタル造のもの
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
二四年	二三年
二〇年	二〇年
一七年	一七年
一二年	一二年
一七年	一七年
九年	九年
一五年	一五年
一九年	一九年

建築物附属設備	蓄電池電源設備	電気設備（照明設備を含む。）	給排水又は衛生設備及びガスメーター	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知式避難設備	エアーカーテジ又はドアーテ自動開閉設備
蓄電池電源設備	蓄電池電源設備	蓄電池電源設備	給排水又は衛生設備及びガスメーター	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知式避難設備	エアーカーテジ又はドアーテ自動開閉設備
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年
一五年	一五年	一五年	一五年	一三年	一七年	八年	一二年

れんが造のもの (前掲のもの を除く。)	コンクリート 造のもの (前掲のもの を除く。)	鉄骨鉄筋コン クリート造の もの(前掲の もの)	その他のもの
防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい	橋 岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉	主として木造のもの その他のもの
塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	その他のもの	その他のもの(水道用ダム及びトンネルを除く)	その他のもの
四〇年	一〇年	三〇年	一五年
二五年	一五年	六〇年	三〇年
七年	五〇年	五〇年	六〇年

石造のもの (前掲のもの を除く。)	土造のもの (前掲のもの を除く。)	金属造のもの (前掲のもの を除く。)	その他のもの
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道	防壁、堤防及び防波堤 下水道	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋼鉄製のもの 鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう	塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの
五〇年	四〇年	四五年	八年
三五年	一五年	二五年	二〇年
五〇年	四〇年	二二年	一〇年
三〇年	四〇年	一五年	一〇年

事務機器及び通信機器	食事又はちゅう房用品	二年
	陶磁器製又はガラス製のもの	二年
	その他のもの	五年
	その他のもの	五年
	主として金属製のもの	一五年
	その他のもの	八年
	謄写機器及びタイプライター	三年
	孔版印刷又は印書業用のもの	三年
	その他のもの	五年
	電子計算機	四年
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四年	
その他のもの	五年	
複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	五年	
その他の事務機器	五年	
テレタイプライター及びファクシミリ	五年	
インターホーン及び放送用設備	六年	

時計、試験機器及び測定機器	電話設備その他の通信機器	六年
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六年
	その他のもの	一〇年
	時計	一〇年
	度量衡器	五年
	試験又は測定機器	五年
	オペラグラス	二年
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五年
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八年
	看板及び広告器具	三年
看板	三年	
マネキン人形及び模型	二年	
その他のもの	二年	
主として金属製のもの	一〇年	
その他のもの	五年	
容器及び金庫	ボンベ	六年
溶接製のもの		六年
鍛造製のもの		六年

自動販売機（手動のものを含む）	楽器	葬儀用具	漁具	きのこ栽培用ほだ木	シート及びロープ	映画フィルム（スライドを含む）、 磁気テープ及びレコード	前掲のもの以外 の もの	その他のもの	鳥類	魚類	動物	その他のもの	貸付業用のもの	植物	生物	衣しよう、かつら、小道具及び大装 具	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
五年	五年	三年	三年	三年	二年	二年	八年	四年	二年			一五年	二年			二年	五年	一〇年	二年

附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和五年度分の補助金等から適用する。

無形減価償却資産	有形減価償却資産	公的防除	止用減価償却資産	機械及び装置	構築物	ソフトウェア	前掲のもの以外 の もの	通信業用設備	機械及び装置	無人駐車管理装置	焼却炉	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	五年	一〇年	五年	五年
複写して販売するための原本	その他のもの						主として金属製のもの											
三年	五年						一七年											